

資料番号	概要	特にご確認いただきたい点
資料1	<p>●古賀市国民健康保険被保険者世帯構成</p> <p>※古賀市の国保被保険者の世帯構成別の表。</p> <p>※前回【資料4】と同じ資料だが、追加部分として、世帯区分ごとの「未納割合」を記載している。</p>	<p>●追加部分の未納の割合</p> <p>※未納と年齢による相関関係が見受けられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の世帯である、世帯区分2・6は、未納率が低い。 ・40歳未満の世帯である、世帯区分1・4・10は、概して未納率が高い。
資料2	<p>●世帯構成ごとの所得分布(総所得ベース)に係る未納世帯の割合</p> <p>※前回【資料8】の世帯構成ごとの所得分布に、それぞれの未納世帯の割合を示した折れ線グラフを追加したもの。</p> <p>※右の縦軸の数字は%を示している。(ただし、%の上限が異なるため、記載している数値は世帯区分によって異なる)</p>	<p>●未納と所得の相関関係があるかどうか。</p> <p>高所得層以外の所得層では、(低所得であればあるほど、未納率が高いというような)明らかな相関関係は見られなかった。</p> <p>※母数(世帯数)が少ない場合は、%が上がるため、分析に有効な数字となっていない。</p>
資料3	<p>●所得階層別の世帯割合</p> <p>世帯構成にかかわらず、全体的な所得階層別の円グラフ</p>	<p>●特に33万円以下の低所得者層が4割を占めることに注目。</p> <p>※所得割の税率を上げても33万円以下の所得層の税額は上がらない。それ以外の所得層でその分の税額を補てんするような形になり、約75%が所得200万円以下の国保世帯では所得割が賦課される被保険者の保険税負担感が大きい。</p> <p>→33万円以下の最も所得の低い層に配慮しながらも、その他所得層に過大な負担がないよう考慮が必要。</p>
資料4	<p>●収支計画(案)追加分</p> <p>※前回【資料6】で①～③パターンを示していたが、④を追加。</p> <p>※今回、前回事務局案としてお示した②も記載している。</p>	<p>●一般会計法定外繰入後の税率改定による増額</p> <p>※前回①～③のパターンは、赤字補てんに係る一般会計法定外繰入が行なわないという原則で作成していた。</p> <p>※今回追加した④は、赤字の50%を一般会計法定外繰入で補てんするパターンで作成したもの。</p>

資料番号	概要	特にご確認いただきたい点
資料5	<p>●<u>国民健康保険税率改定案追加分</u></p> <p>前回【資料7】の追加資料 ※パターン②-①のみ前回のパターン②に同じ</p>	<p>●<u>税率の上がり幅</u></p> <p>※新たに追加した、パターン②-②、パターン④-①、パターン④-②の確認。</p>
資料6	<p>●<u>国民健康保険税額シミュレーション(追加分)</u></p> <p>前回【資料9】の追加資料 ※パターン②-①のみ前回のパターン②に同じ</p>	<p>●<u>現行税率と比較して、追加分の、モデル世帯に与える影響額(年税額の増額分)がどの程度になるのか。</u></p> <p>※新たに追加した、パターン②-②、パターン④-①、パターン④-②の確認。</p> <p>○<u>応益割(均等割・平等割)高め</u> ・所得割が賦課されない33万円以下の所得層でも、均等割・平等割は賦課されるため、7割軽減されるでも、税額増の幅が大きくなる。</p> <p>○<u>応能割(所得割)高め</u> ・所得割が賦課されない33万円以下の所得層は所得割が賦課されないため、応能割を上げる方が、最も所得の低い層に配慮しているといえる。 ・その分、その他所得層は税額増の幅が大きくなる。</p>
資料7	<p>●<u>市町村別国民健康保険税比較(税率改定後)</u></p> <p>※税率改定パターン別・近隣自治体との比較及び順位</p> <p>※資料4の、単身世帯・2人世帯・3人世帯からそれぞれ世帯数の多いものを選択した。(資料3の区分:2・6・16)</p>	<p>●<u>税率パターン別の順位</u></p> <p>※現行税率では安い方から数えて、35自治体中10位以内だった順位が、追加分の各税率パターンに当てはめた際の変化。</p> <p>※どの税率をあてはめても35自治体中高額となる。</p> <p>※ただし、しばらく税率改定をしていない自治体も多いため、平成30年度の広域化までには変動の可能性は高い。</p>